

平成27年12月議会

議案説明資料

目 次

1. 議案第233号	平成27年度福岡市一般会計補正予算案(第3号)	…	1 頁
2. 議案第255号	福岡市総合体育館条例案	…	7 頁
3. 議案第256号	福岡市NPO・ボランティア交流センターに係る 指定管理者の指定について	…	16 頁
4. 議案第288号	福岡市民体育館に係る指定管理者の指定について	…	22 頁
5. 議案第295号	香椎副都心公共施設新築工事請負契約の 一部変更について	…	24 頁
6. 議案第296号	香椎副都心公共施設電気設備工事請負契約の 一部変更について	…	25 頁
7. 議案第297号	香椎副都心公共施設空気調和設備工事請負契約の 一部変更について	…	26 頁

市 民 局

1 議案第233号

平成27年度福岡市一般会計 補正予算案（第3号） 〈市民局所管分〉

〔歳入〕

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
				千円	千円	千円
3	16 国庫支出金	2 国庫補助金	10 経済対策費 国庫補助金	-	5,000	5,000
4	22 諸収入	2 納付金	1 納付金	61,959	2,043	64,002
4		3 保険料収入	1 保険料収入	98,532	3,316	101,848
4 ～ 5						
歳入計				160,491	10,359	170,850

節		金額	説明
区分			
		千円	
1	地域活性化・地域住民生活等 緊急支援交付金	5,000	地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金 (地方創生先行型)制度要綱に基づく交付金の追加 (ワーク・ライフ・バランス推進事業費の追加)
1	健康保険料	2,043	健康保険法に基づく保険料収入の追加 (給与費等の追加)
1	雇用保険料収入	58	雇用保険法に基づく保険料収入の追加 (給与費等の追加)
2	厚生年金保険料収入	3,258	厚生年金保険法に基づく保険料収入の追加 (給与費等の追加)
		10,359	

[歳 出]

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
8 ～ 9	2 総務費	1 総務管理費	13 男女共同 参画推進費	千円 198,018	千円 5,000	千円 203,018
8 ～ 9			14 人権施策 推進費	600,441	3,461	603,902

節					
区 分	金 額	区 分	金 額	説 明	
13 委託料	千円 5,000		千円	男女共同参画推進経費の追加 (ワーク・ライフ・バランス推進事業費の追加)	5,000
				〔 関連歳入 (16) 国庫支出金 5,000 千円 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金 〕	
2 給料	1,719			給与費等の追加 (人権のまちづくり館職員の給与改定等に伴う 給与費等の追加)	3,461
3 職員手当等	1,688	1 扶養手当	106		
		2 地域手当	185		
		3 住居手当	△ 1,282		
		4 通勤手当	△ 169		
		6 特殊勤務 手 当	△ 77		
		11 期末勤勉 手 当	3,085		
		13 児童手当	△ 160		
4 共済費	54				

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
10 ～ 11		3 戸籍住民 基本台帳費	1 戸籍住民 基本台帳費	千円 2,797,197	千円 44,747	千円 2,841,944
歳出計				3,595,656	53,208	3,648,864

節				説 明	
区 分	金 額	区 分	金 額		
2 給 料	千円 14,701		千円	給与費等の追加 (区役所市民課職員の給与改定等に伴う 給与費等の追加)	44,747
3 職員手当等	16,722	1 扶養手当	478	関連歳入 (22) 諸収入 健康保険料 雇用保険料収入 厚生年金保険料収入	5,359 千円 2,043 58 3,258
		2 地域手当	1,500		
		3 住居手当	△ 220		
		4 通勤手当	1,384		
		6 特殊勤務 手 当	△ 48		
		9 管理職員 特別勤務 手 当	5		
		10 管 理 職 手 当	△ 164		
		11 期末勤勉 手 当	13,592		
		13 児童手当	195		
4 共 済 費	13,324				
	53,208				

2 議案第255号 福岡市総合体育館条例案

議案番号	第255号
名称	福岡市総合体育館条例案
理由	市民のスポーツ，レクリエーション等の振興を図り，充実した市民生活と活気あふれる地域社会の実現に寄与するため，福岡市総合体育館を設置する必要があるによる。
内容	<p>第1条 総合体育館を東区香椎照葉六丁目に設置</p> <p>第2条 体育館が行う事業</p> <p>第3条 体育館に設置する施設</p> <p>第4条 開館時間・休館日</p> <p>第5条</p> <p>～第7条 利用の許可，許可基準及び取消し，利用の制限</p> <p>第8条 利用する権利の譲渡等の禁止</p> <p>第9条 特別な設備</p> <p>第10条 許可利用者の原状回復義務</p> <p>第11条</p> <p>～第12条 利用者の管理義務，損害賠償等</p> <p>第13条 指定管理者による管理</p> <p>第14条 利用料金</p> <p>第15条</p> <p>～第20条 指定管理者の指定・告示・取消し・管理の基準・原状回復義務等</p> <p>第21条 委任</p>
施行期日	公布の日（総合体育館の供用開始日については，規則で定める。）

福岡市総合体育館条例案

(設置)

第1条 市民のスポーツ、レクリエーション等の振興を図り、充実した市民生活と活気あふれる地域社会の実現に寄与するため、福岡市総合体育館（以下「体育館」という。）を福岡市東区香椎照葉六丁目に設置する。

(事業)

第2条 体育館は、前条の設置の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及に関すること。
- (2) スポーツ、レクリエーション等の活動のための施設を提供すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、体育館の設置の目的の達成に必要なこと。

(施設)

第3条 体育館に、メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、多目的室、弓道場、トレーニング室、駐車場その他の施設を置く。

(開館時間及び休館日)

第4条 体育館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(利用の許可)

第5条 体育館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、前項の許可に際して、体育館の管理上必要な条件を付すことができる。

(許可の基準及び取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をせず、又は既にした許可を取り消すことができる。

- (1) 前条第1項の許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）が体育館の設置の目的に反する利用をし、又は許可利用者等（許可利用者及び同項の許可を受けようとする者をいう。以下この条において同じ。）にそのおそれがあるとき。
- (2) 許可利用者等がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 許可利用者等が体育館の管理上の指示又は指導に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、体育館の管理上支障があると認められるとき。

2 前項の措置によって許可利用者等が損害を受けても、本市はその責めを負わない。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、体育館の施設の利用を制限し、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

- (1) 体育館の管理上の指示又は指導に従わない者
- (2) 体育館の管理上支障があると認められる者

(利用する権利の譲渡等の禁止)

第8条 許可利用者は、体育館の施設を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別な設備)

第9条 許可利用者は、あらかじめ市長の許可を受けて体育館に特別な設備をすることができる。

2 市長は、体育館の管理上必要があると認めるときは、許可利用者の負担において体育館に特別な設備をするよう命じることができる。

3 許可利用者は、前2項の設備を、第5条第1項の許可の期間の満了前にその負担において撤去し、原状に復さなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

4 許可利用者が前項本文の規定による撤去を行わないときは、市長が自らこれを行い、撤去に要した費用を当該許可利用者から徴収する。

(許可利用者の原状回復義務)

第10条 許可利用者は、体育館の施設の利用を終了したとき(第6条第1項の規定により許可を取り消されたときを含む。)は、速やかに自己の責任において体育館の施設を原状に復して返還しなければならない。

(利用者の管理義務)

第11条 利用者は、利用期間中その利用に係る体育館の施設、附属設備等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(損害賠償等)

第12条 利用者がその責めに帰すべき事由により、体育館の施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、体育館の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 指定管理者が行う体育館の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 第5条に規定する利用の許可に関する業務
- (3) 第6条第1項に規定する利用の許可の取消しに関する業務
- (4) 第7条に規定する利用の制限に関する業務
- (5) 体育館の施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用料金)

第14条 許可利用者からは、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が定める料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者が定める方法により徴収する。

- (1) メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、多目的室、ランニングコース、弓道場、研修・会議室、トレーニング室、屋外活動諸室、体力測定室及び規則で定めるその他の施設 別表第1に定める額
- (2) 駐車場 別表第2に定める額
- (3) 広告スペース 1平方メートルにつき1月までごとに2,000円
- (4) 前3号に掲げる施設以外の施設(スポーツ、レクリエーション等に利用する場合に限る。) 1平方メートルにつき1時間までごとに500円
- (5) 体育館の附属設備 規則で定める額

2 指定管理者は、利用料金の額を定める場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた利用料金の額を変更しようとするときも、また同様とする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金の額を公告するものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

5 指定管理者は、規則で定める特別な理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又

は免除することができる。

- 6 指定管理者は、既納の利用料金を還付しないものとする。ただし、規則で定める特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者の指定)

第 15 条 市長は、体育館の管理を指定管理者に行わせようとするときは、規則で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする者を公募するものとする。ただし、体育館の管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合その他特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

- 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

(1) 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

(2) 体育館の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

(3) 体育館の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

(指定等の告示)

第 16 条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、速やかに規則で定める事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。

(指定の取消し等)

第 17 条 法第 244 条の 2 第 11 項に規定する指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 法第 244 条の 2 第 10 項の規定による報告の要求又は調査に対し、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

(2) 第 15 条第 3 項各号に掲げる基準を満たさなくなったとき認めるとき。

(3) 次条に規定する管理の基準を遵守しないとき。

(4) 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるとき。

- 2 前条の規定は、法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合について準用する。

(管理の基準)

第 18 条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従って適正に体育館の管理を行わなければならない。

(指定管理者の原状回復義務等)

第 19 条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、管理をしなくなった体育館の施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、特別な事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

- 2 指定管理者がその責めに帰すべき事由により、体育館の施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償

しなければならない。

(指定管理者に関する読替え)

第 20 条 第 13 条第 1 項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合における第 5 条、第 6 条第 1 項、第 7 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、体育館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(供用開始日)

2 この条例の施行にかかわらず、体育館の供用は、規則で定める日から開始する。

(指定管理者の不在等の期間における利用料金の取扱い)

3 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合その他指定管理者が不在等となった場合には、指定管理者が不在等となった日（以下この項において「基準日」という。）から新たに指定管理者を指定する日の前日又は管理の業務の停止を命じた期間が終了する日までの間については、市長は、第 14 条第 1 項及び第 4 項の規定にかかわらず、基準日前に指定管理者が定めていた利用料金の額に相当する額を使用料として、許可利用者から徴収する。

4 市長は、前項の場合において、特別の理由があると認めるときは、同項の使用料を減額し、又は免除することができる。

別表第 1

1 個人利用料金

区 分	単 位	金 額		
		一般	高校生	小中学生
メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、多目的室及びランニングコース	2 時間につき	円 380	円 190	円 130
弓道場		250	130	130
トレーニング室		500	250	180
屋外活動諸室		250	130	90
体力測定室	1 回につき	500	250	180
規則で定めるその他の施設	2 時間につき	380	190	130

2 専用利用料金

区 分				単位	金 額			
					1 時間につき	1 日につき		
許可 利用 者 が 入 場 料 の 徴 収 又 は こ れ に 類 す る 行 為 を し な い 場 合	メインアリーナ	スポーツ又は レクリエーシ ョンに利用す る場合	平日	全面	円 8,500	円 88,400		
			土日祝		10,600	110,500		
		スポーツ又は レクリエーシ ョン以外に利 用する場合	平日		51,000	530,400		
			土日祝		63,600	663,000		
		サブアリーナ及び武道場	スポーツ又は レクリエーシ ョンに利用す る場合		平日	全面	4,800	49,400
					土日祝		5,900	61,800
	スポーツ又は レクリエーシ ョン以外に利 用する場合		平日	28,800	296,400			
			土日祝	35,400	370,800			
	多目的室		スポーツ又は レクリエーシ ョンに利用す る場合	平日	1 室		1,800	18,200
				土日祝			2,200	22,800
		スポーツ又は レクリエーシ ョン以外に利 用する場合	平日	10,800		109,200		
			土日祝	13,200		136,800		

	弓道場	スポーツ又はレクリエーションに利用する場合	平日	全面	1,900	19,500
			土日祝		2,300	24,400
		スポーツ又はレクリエーション以外に利用する場合	平日		11,400	117,000
			土日祝		13,800	146,400
	研修・会議室	スポーツ又はレクリエーションに利用する場合	平日	1室	500	6,500
			土日祝		500	6,500
		スポーツ又はレクリエーション以外に利用する場合	平日		1,500	19,500
			土日祝		1,500	19,500
規則で定めるその他の施設			1室	500	6,500	
許可利用者が入場料の徴収又	メインアリーナ	スポーツ又はレクリエーションに利用する場合	平日	全面	51,000	530,400
			土日祝		63,600	663,000
		スポーツ又はレクリエーション以外に利用する場合	平日		93,500	972,400
			土日祝		116,600	1,215,500

はこれに類する行為をする場合

サブアリーナ及び武道場	スポーツ又はレクリエーションに利用する場合	平日	全面	28,800	296,400
		土日祝		35,400	370,800
	スポーツ又はレクリエーション以外に利用する場合	平日		52,800	543,400
		土日祝		64,900	679,800
多目的室	スポーツ又はレクリエーションに利用する場合	平日	1室	10,800	109,200
		土日祝		13,200	136,800
	スポーツ又はレクリエーション以外に利用する場合	平日		19,800	200,200
		土日祝		24,200	250,800
弓道場	スポーツ又はレクリエーションに利用する場合	平日	全面	11,400	117,000
		土日祝		13,800	146,400
	スポーツ又はレクリエーション以外に利用する場合	平日		20,900	214,500
		土日祝		25,300	268,400

研修・会議室	スポーツ又はレクリエーションに利用する場合	平日	1室	3,000	39,000
		土日祝		3,000	39,000
	スポーツ又はレクリエーション以外に利用する場合	平日		5,500	71,500
		土日祝		5,500	71,500
規則で定めるその他の施設			1室	500	6,500

備考

- 1 利用の許可を受けた時間を超えて利用する場合，準備等のため利用する場合及び施設の一部を利用する場合の額は，規則で定める。
- 2 小学校に就学する前の乳幼児及び市内に居住する 70 歳以上の者の個人利用並びに市内に居住する 70 歳以上の者を主体とする団体の専用利用（スポーツ又はレクリエーションに利用する場合に限る。）については，無料とする。
- 3 市内に居住する 65 歳以上 70 歳未満の者の個人利用に係る額は，1 個人利用料金の表に定める額の 5 割相当額とする。
- 4 「土日祝」とは土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいい，「平日」とはそれ以外の日をいう。
- 5 市内に居住する 65 歳以上の者を主体とする団体（第 2 項に規定する団体に該当するものを除く。）の専用利用に係る額（スポーツ又はレクリエーションに利用する場合に限る。）は，2 専用利用料金の表に定める額の 5 割相当額とする。
- 6 業として写真その他の撮影を行う場合の専用利用に係る額は，許可利用者が入場料の徴収又はこれに類する行為をする場合と同額とする。

別表第 2

区 分	単 位	金 額
普通自動車	1 台 1 回につき 1 時間までごとに	円 100
大型自動車等	1 台 1 回につき 1 日までごとに	1,000

備考

- 1 「普通自動車」とは道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 3 条に規定する普通自動車を，「大型自動車等」とは同条に規定する大型自動車及び中型自動車をいう。
- 2 第 14 条第 1 項第 1 号に掲げる施設の許可利用者（団体が施設を利用する場合にあっては，当該団体を構成する利用者を含む。）が 4 時間を超えて利用する場合（普通自動車により利用する場合に限る。）の額は，1 台 1 回につき 500 円とする。
- 3 許可利用者が駐車場の全部又は一部を専用利用する場合の額は，普通自動車の駐車区画 1 台につき 1 日までごとに 500 円とする。

3 議案第256号 福岡市NPO・ボランティア交流センターに係る指定管理者の指定について

議案番号	第256号
名 称	福岡市NPO・ボランティア交流センターに係る指定管理者の指定について
提出理由	本市が設置する福岡市NPO・ボランティア交流センターの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

1 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市NPO・ボランティア交流センター

(2) 指定管理者に指定する者

「あすみん」マネジメントグループ

代表者 福岡市中央区清川三丁目11番5号

特定非営利活動法人 九州コミュニティ研究所

福岡市博多区博多駅東一丁目16番14号

三笠特殊工業株式会社

(3) 指定する期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

2 選定の概要

(1) 業務の内容

- ・センターの施設管理運営に関する業務，利用の許可
- ・市民公益活動の支援に関する業務

(2) 応募資格

- ・法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループ
- ・福岡市内に事業所を置く団体

(3) 応募団体

2団体

- ・「あすみん」マネジメントグループ
- ・特定非営利活動法人 博多音楽振興会 (五十音順)

(4) 福岡市NPO・ボランティア交流センター指定管理者の選定委員会委員

選定委員5名（五十音順）

区分	氏名	役職名
施設利用者	木下 真裕	NPO法人 グリーンバード福岡チーム代表
財務専門家	熊手 艶子	税理士法人くまで会計事務所（税理士）
財務専門家	千葉 真弓	ユア・ブレインオフィス代表（中小企業診断士）
施設管理経験者	徳永 真由美	福岡県NPO・ボランティアセンター長
学識経験者	蓮見 二郎	九州大学大学院法学研究院・法学部 准教授

(5) 募集・選定経過

第1回選定委員会 平成27年7月3日

（募集要項及び選定基準・方法決定）

募集要項配布 平成27年7月16日から8月28日まで

募集説明会 平成27年7月27日

募集期間 平成27年8月17日から8月28日まで

第2回選定委員会 平成27年9月7日

（書類審査，第1次選定）

第3回選定委員会 平成27年9月25日

（ヒアリング，最終選定）

(6) 指定管理料の上限額

平成28年度：34,383千円

3 選定委員会による評価

(1) 選定基準

審査項目	配点	内容
I 市民公益活動への理解が十分であること	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・施設設置目的を踏まえた目標設定をしている。 ・実現可能で目的にあった効果的な運営方針を提案している。 ・施設の管理運営意欲・抱負・理念を持っている。 ・これまで培った実績（類似業務の経験等）を活かした提案である。
II NPO・ボランティア交流センターの管理運営のための十分な能力があること	55点	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施体制など管理責任体制が適切である。 ・法令を遵守し業務を実行できる体制を整備している。 ・管理運営にあたって、十分な要員配置を行っている。 ・スタッフの勤務条件は適切である。 ・市民公益活動の支援に関する業務にあたって、必要な知識及び経験を有する者の確保を計画している。 ・施設運営・施設管理に従事するにあたって必要な研修等を具体的に計画している。 ・施設の特性等を踏まえた適切な維持管理を計画している。 ・通常時からの安全対策や危機事案発生時等における対応が適切に講じられている。 ・個人情報・情報資産の管理体制について、十分な措置を講じている。 ・管理体制を維持できる安定的な経営基盤を有している。 ・市民公益活動への支援（参画）実績がある。
III NPO・ボランティアを支援するための取組がなされていること	70点	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に独自の工夫や提案がある。 ・業務管理マニュアル等を整備するなど、接客、苦情処理や、利用者の視点に立った迅速、的確なサービス提供方策を講じている。 ・利用者ニーズを的確に把握し、運営に反映させる工夫をしている。 ・サービス向上について、効果の高い提案をしている。 ・施設の利用促進について、広報や宣伝方法など効果的な対策を講じている。 ・施設の利用状況や、施設の特性などを踏まえた効果的な対策手法を提案している。 ・NPOと地域や企業、大学等の多様な主体との連携の方策について具体的に提案している。 ・年代や生活スタイルに応じた公益活動の体験機会創出や、次世代を担う若年層（大学生等）や就労（退職前）世代の公益活動への参加を拡大するための具体的な事業を提案している。 ・NPOの法人化等を含め、NPO団体に対する運営基盤強化に関する支援策について具体的な取組を提案している。
IV 管理経費	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・予算額の積算根拠が適切である。 ・経費削減の取組が適切である。
V その他	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、独創的な事業を提案している。
合計	160点	

(2) 選定委員会の評価

選定委員会においては、「あすみん」マネジメントグループの、実際の現場における豊富な運営実績を活かした施設管理運営方針や、利用者ニーズを的確に捉え、柔軟に事業につなげていく手法を高く評価した。

また、同グループが提案した内容である、NPOの運営基盤強化への支援や専門相談員の配置によるNPOや地域、企業等が連携した事業展開などは、市民公益活動の交流拠点施設としての魅力向上につながるものと期待できると評価した。

区 分		配点	得点	主な評価内容
応募団体名	審査項目			
「あすみん」 マネジメント グループ 提示額 28年度 <u>34,000千円</u>	I 市民公益活動への理解が十分であること	75	66	・施設の設置目的を踏まえた効果的な運営方針を提案している。
	II NPO・ボランティア交流センターの管理運営のための十分な能力があること	275	232	・管理体制が明確で、実績を通じた安定感がある。 ・職員の人材育成や業務マニュアル作成の計画が具体的である。
	III NPO・ボランティアを支援するための取組がなされていること	350	261	・利用者ニーズを的確に捉えた効果的な事業を提案している。 ・NPOの運営基盤強化に向けた専門相談の充実が図られている。
	IV 管理経費	50	33	・経費削減の取組が評価できる。
	V その他	50	38	・他施設と連携した新たな事業展開が期待できる。
	計	800	630	
特定非営利活動法人 博多 音楽振興会 提示額 28年度 <u>34,383千円</u>	I 市民公益活動への理解が十分であること	75	45	・施設の設置目的と団体の運営方針の整合性に不安がある。
	II NPO・ボランティア交流センターの管理運営のための十分な能力があること	275	146	・実績や経営基盤から、安定的な管理運営を維持できるか不安がある。
	III NPO・ボランティアを支援するための取組がなされていること	350	232	・地域等との連携において、ニーズに対する理解が不足している。 ・市民公益活動に関する調査及び研究事業の充実が図られている。
	IV 管理経費	50	31	・経費削減の取組が評価できる。
	V その他	50	42	・新たな利用者の獲得が期待できる。
	計	800	496	

4 選定結果

本市においては、上記の選定委員会の評価を参考に、総合的に勘案し、「あすみん」マネジメントグループ」を指定管理者の候補者としたものである。

【参考】候補団体の概要

1 法人・団体名，所在地

「あすみん」マネジメントグループ

代表者 福岡市中央区清川三丁目11番5号

特定非営利活動法人 九州コミュニティ研究所

福岡市博多区博多駅東一丁目16番14号

三笠特殊工業株式会社

2 団体の概要

(1) 特定非営利活動法人 九州コミュニティ研究所

ア 代表者氏名

理事長 耘野 康臣

イ 設立年月日

平成15年4月1日

ウ 沿革

平成15年4月 組織設立

平成16年7月 法人設立

平成16年9月 「九州道の駅ユーズークラブ」運営

エ 業務内容

メディア制作，イベント実施等を通じて，コミュニティの活性化を図る。

オ 主な実績

- ・福岡市 NPO・ボランティア交流センター指定管理者
- ・福岡市 和白地域交流センター指定管理者
- ・福岡市 西部地域交流センター指定管理者
- ・福岡市 活気ある公園づくり事業企画運営
- ・福岡市 身近なスポーツ環境づくり事業企画運営

(2) 三笠特殊工業株式会社

ア 代表者氏名

代表取締役 倉重 一男

イ 設立年月日

昭和50年1月17日

ウ 沿革

昭和50年1月 九州クリーン工業株式会社として会社設立

昭和53年4月 三笠特殊工業株式会社に社名変更

平成21年7月 現所在地に移転

エ 業務内容

- ・ 建築物環境衛生総合管理業
- ・ 警備業
- ・ 産業廃棄物収集運搬業
- ・ 一般建設業 ほか

オ 主な実績

- ・ 福岡市 NPO・ボランティア交流センター指定管理者
- ・ 福岡市 和白地域交流センター指定管理者
- ・ 福岡市 西部地域交流センター指定管理者
- ・ 福岡市 東体育館管理運営業務の一部委託
- ・ 糟屋郡久山町 久山町文化交流センター指定管理者

4 議案第288号 福岡市民体育館に係る指定管理者の 指定について

議案番号	第288号
名 称	福岡市民体育館に係る指定管理者の指定について
提出理由	本市が設置する福岡市民体育館の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

1 議案の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
福岡市民体育館 【非公募】
- (2) 指定管理者に指定する者
福岡市博多区東公園8番2号
公益財団法人 福岡市スポーツ協会
- (3) 指定する期間
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

2 選定の概要

- (1) 業務の内容
施設及び附属設備の維持及び補修，利用の許可，使用料の徴収・減免，スポーツ教室の実施等に関する業務
- (2) 福岡市市民局スポーツ振興課所管施設指定管理者選定委員会の委員
選定委員4名（五十音順）

区分	氏名	役職名
学識経験者	上和田 茂	九州産業大学 副学長
利用者代表	川口 和代	福岡市スポーツ推進委員協議会 女性委員長
財務専門家	信太 裕之	信太公認会計士事務所 公認会計士
施設管理経験者	山口 幸彦	福岡市立障がい者スポーツセンター 館長

(3) 選定の理由

公益財団法人福岡市スポーツ協会は、これまで培ってきた施設運営ノウハウ、競技団体などとの多様なネットワーク及びスポーツトレーナーなどの豊富な人材を有していることから、大規模な観覧席を持つ第1競技場や補助競技場、プール等の施設機能を備え、福岡市におけるスポーツ行政推進の拠点施設である福岡市民体育館の特性を最大限に活かすことができると評価し、指定管理者候補者として適当である。

- (4) 指定管理料の上限額
平成28年度 261,855千円
- (5) 提案額
平成28年度 261,855千円

【参考1】候補団体の概要

- 1 法人・団体名, 所在地
福岡市博多区東公園8番2号
公益財団法人 福岡市スポーツ協会
- 2 代表者氏名
会長 河部 浩幸
- 3 設立年月日
平成3年9月6日
- 4 沿革
昭和37年 1月 福岡市体育協会の創設
加盟19団体 初代会長 佐藤 篤二郎
平成 3年 9月 財団法人化
加盟35団体 基本財産1億円
平成22年 4月 財団法人福岡市スポーツ振興事業団と統合
(財団法人福岡市体育協会)
平成24年10月 公益財団法人へ移行し, 名称を公益財団法人福岡市スポーツ協会に変更
- 5 業務内容
・市民スポーツの普及振興
・競技スポーツの振興
・公共スポーツ施設の管理運営 ほか
- 6 主な実績
・福岡市民体育館ほか4体育館の指定管理者
・福岡市立総合西市民プールの指定管理者 ほか

【参考2】市体育館・プールにおける指定管理についての考え方

本市の体育館・プールの管理運営については, 民間の能力を活用することにより, 利用者サービスの向上と効率的な管理運営を図るため, 指定管理者による管理を行っている。

指定管理者の選定にあたっては, 原則として公募により選定することとするが, あわせて管理運営のノウハウを市及び他の指定管理者と共有し将来に継承していくとともに, 市のスポーツ施策をより迅速・円滑に実施する必要もあるため, 体育館, プールの各1施設については, 公益財団法人福岡市スポーツ協会を非公募で選定している。

5 議案第295号

香椎副都心公共施設新築工事請負契約の一部変更について

契約件名	香椎副都心公共施設新築工事
理 由	本件は、香椎副都心公共施設新築工事において、地盤改良工事を施工中に発見された支障物を撤去することに伴い、当該工事請負契約に係る契約価額及び工期を変更する必要があるが生じたので、議会の議決を求めるものである。
原契約日	平成26年9月16日
変更(1回目)	平成27年6月30日
契約の相手方	清水・西中洲樋口・西鉄・旭建設工事共同企業体 代表者 ○東京都中央区京橋二丁目16番1号 清水建設株式会社 ○福岡市中央区西中洲12番13号 株式会社 西中洲樋口建設 ○福岡市中央区大手門二丁目1番10号 西鉄建設株式会社 ○福岡市博多区博多駅南五丁目10番13号 株式会社 旭工務店
工事概要	香椎副都心公共施設新築工事 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造) 2階建(一部4階建) 1棟 延面積 11,564.35㎡
契約変更価額	○元議決額 3,713,900,760円 (275,103,760円) ○変更後 3,722,972,760円 (275,775,760円) ○増 額 9,072,000円 (672,000円) ※()内は、うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額
工 事 地	福岡市東区千早四丁目
契約変更工期	○原契約 平成26年9月17日から平成28年2月29日 ○変更後 平成26年9月17日から平成28年3月20日
保証期間	受渡完了の日から2年間

6 議案第296号

香椎副都心公共施設電気設備工事請負契約の一部変更について

契約件名	香椎副都心公共施設電気設備工事
理 由	本件は、香椎副都心公共施設新築工事の工期の変更に伴い、香椎副都心公共施設電気設備工事請負契約に係る契約価額及び工期を変更する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものである。
原契約日	平成26年9月16日
変更(1回目)	平成27年6月30日
契約の相手方	島田・高砂・藤榮建設工事共同企業体 代表者 ○福岡市中央区薬院二丁目19番27号 株式会社 島田電気商会 ○福岡市早良区南庄三丁目16番1号 株式会社 高砂電業社 ○福岡市中央区天神五丁目5番5-1号 藤榮電気工事株式会社
工事概要	香椎副都心公共施設電気設備工事 受変電設備 一式, 幹線動力設備 一式 電灯コンセント設備 一式, 拡声設備 一式 防災設備 一式, その他付帯設備 一式
契約変更価額	○元議決額 655,509,240円 (48,556,240円) ○変更後 656,063,280円 (48,597,280円) 増 額 554,040円 (41,040円) ※()内は、うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額
工 事 地	福岡市東区千早四丁目
契約変更工期	○原契約 平成26年9月17日から平成28年3月15日 ○変更後 平成26年9月17日から平成28年3月25日
保証期間	受渡完了の日から1年間

7 議案第297号

香椎副都心公共施設空気調和設備工事請負契約の一部変更について

契約件名	香椎副都心公共施設空気調和設備工事
理 由	本件は、香椎副都心公共施設新築工事の工期の変更に伴い、香椎副都心公共施設空気調和設備工事請負契約に係る契約価額及び工期を変更する必要が生じたので、議会の議決を求めるものである。
原契約日	平成26年9月16日
契約の相手方	菱熱・山本・オリエント建設工事共同企業体 代表者 ○福岡市博多区博多駅南一丁目8番13号 株式会社 菱 熱 ○福岡市南区那の川一丁目15番5号 山本設備工業株式会社 ○福岡市南区塩原二丁目10番10号 オリエント空調株式会社
工事概要	香椎副都心公共施設空気調和設備工事 空気調和設備 一式 換気設備 一式 自動制御設備 一式
契約変更価額	○原契約 514,207,440円 (38,089,440円) ○変更後 514,635,120円 (38,121,120円) 増 額 427,680円 (31,680円) ※ () 内は、うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額
工 事 地	福岡市東区千早四丁目
契約変更工期	○原契約 平成26年9月17日から平成28年3月15日 ○変更後 平成26年9月17日から平成28年3月25日
保証期間	受渡完了の日から1年間